

発議案第 23 号

健康保険証を存続するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗

提案理由

国に対し、健康保険証を存続するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

健康保険証を存続するよう求める意見書

マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、健康保険証を廃止する法律が制定された。しかしながら、無保険者扱いで医療費の全額（10割）を患者に請求した事例、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」に別人の情報がひも付けられていた事例、別人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望していないにもかかわらずマイナンバーカードと健康保険証が一体化された事例など、様々なトラブルが明らかになっている。医療情報はプライバシーと密接に関連しており、命と健康に関する情報のトラブルは極めて深刻な問題である。

千葉県保険医協会の調査によると、紙の保険証に記載された負担割合とマイナ保険証によるオンライン資格確認の負担割合に「相違があった」と答えた医療機関が16%に及ぶことが明らかになった。また、マイナ保険証の患者への対応で「新たに受付業務が増えた」との回答は79%、「現行の健康保険証を残す必要がある」との回答は91%であったことから、医療現場の声に応じた対応が必要である。

マイナ保険証への国民の不安は強く、報道機関各社の調査でも健康保険証廃止の「中止」や「延期」を求める回答が7割となっている。政府は、国民の不安を払拭するために一旦立ち止まってシステムを総点検するとともに、医療を受ける権利を保障するために健康保険証を存続すべきである。

希望する人がマイナンバーカードを健康保険証として利用すること自体は否定するものではないが、国民皆保険の下、誰もがが必要な医療を受けられる体制を堅持することは、政府としての最低限の責任である。

よって、本市議会は国に対し、健康保険証を存続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様